春日井市教育委員会

2学期当初の教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。 さて、8月27日(金)から9月12日(日)まで、愛知県に「緊急事態宣言」が発令され ました。最近急増している「デルタ株」は感染力が強く、若年層も感染しやすい状況にあ りますので、感染防止の意識を高めていく必要があります。

そこで、2学期当初の学校開始について次のように実施してまいります。変更・追加した点(<u>下線部分</u>)と特にお願いしたい点についてお知らせします。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 2学期当初の授業について

- ・感染症対策を講じて、9月1日より予定通り、2学期を開始します。
- ・学校で単独の陽性者が出た場合は、これまで通り、感染経路を調べ、消毒を行う等、 必要に応じて休校措置をとります。加えて、学校で多数の陽性者が出た場合は、1週 間程度、臨時休校もしくは学年閉鎖の措置をとり、その間はオンラインで学習の補助 を行います。
- ・オンラインでの学習補助の試行のため、9月10日までに1回、午前授業または早帰りの日を学校ごとで設定します。(給食を食べて下校) オンライン試行日は各校よりお知らせします。**鷹来小 9月9日(木)13:00一斉下校** ※学童・放課後なかよし教室利用者は、学校内でオンライン試行をしてから、学童・放課後なかよし教室に行く場合もあります。
- 2 9月からの登校について(学校にウイルスを持ち込まない)
 - ・お子様の健康状態を観察(検温)し、健康カードに記入して、登校させてください。
 - ・「風邪の症状がある」などの体調不良の場合は、必ず欠席させてください。「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
 - ・<u>緊急事態宣言中は、同居する家族に「風邪の症状がある」場合も欠席させてください。</u> この場合も「出席しなくてもよい日」とします。
 - ・同居の家族等が、濃厚接触者に特定された場合や、風邪の症状等により P C R 検査等を受ける場合は、学校に連絡をお願いします。欠席する場合は「出席しなくてもよい 日」とします。
 - ・児童生徒に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりする など登校させることに不安がある場合も、「出席しなくてもよい日」とします。
 - ・感染予防のためマスクを着用させてください。マスクを外す場合は、感染防止のため、「十分な距離(少なくとも2m)を確保し、会話を控える」ようお話しください。
 - ※お子様の体調に十分ご注意ください。
 - ※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。
- 3 教育活動について (緊急事態宣言中)
 - ・修学旅行・野外学習・校外学習等の行事は、行いません。
 - ・部活動は対外活動、大会・発表会を含め行いません。

4 その他

- ・学校では、でき得る感染症対策を講じて教育活動を実施していきます。<u>ご家庭の方でも、子どもたちの帰宅後の「遊び」や「習い事」や「スポーツ・文化活動」の場面など、細心の感染症対策をお願いします。</u>
- ・感染予防のため、ご家庭での健康管理の徹底をお願いします。